

公益財団法人長崎県産炭地域振興財団 産炭地域新産業創造等基金助成事業に関する規程

（目 的）

第1条 この規程は、公益財団法人長崎県産炭地域振興財団産炭地域新産業創造等基金助成事業（以下「助成事業」という。）の採択について、必要な事項を定めるものとする。

（対象地域）

第2条 助成事業の対象となる地域は、長崎市（平成17年1月4日に長崎市に編入された同日前の伊王島町、高島町、外海町の区域に限る。）、西海市（平成17年4月1日に合併した同日前の崎戸町、大島町、大瀬戸町の区域に限る）とする。

（産炭地域新産業創造実施計画）

第3条 前条に規定する市は、当該地域における産炭地域新産業創造実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、公益財団法人長崎県産炭地域振興財団代表理事（以下「代表理事」という。）に提出しなければならない。

2 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該地域における新産業創造に関する基本方針
- 二 当該地域において振興すべき新産業等に関する事項
- 三 当該地域における新産業等の振興による雇用の拡大に関する事項
- 四 当該地域における新産業等の振興を図るために実施する事業に関する事項

3 前項第4号に定められた事業及び実施計画を実現するために必要な事業について、予算の範囲内において、当該市、当該地域に事業拠点を有する事業者、当該地域に進出しようとする事業者等（以下「事業者等」という。）に対し、助成するものとする。

4 前項に定めるもののほか、代表理事は、前条に規定する当該地域における新産業等の振興を図るために必要な事業を行うことができる。

（助成金）

第4条 助成金の交付基準は別表のとおりとする。助成事業に関し他の補助金、起債の充当、受益者負担、寄付金等がある場合の助成金の額は、当該事業費からそれらの額を控除した額に助成率を乗じて得た額以内とする。

（助成の要望）

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者等は、助成事業要望書（様式第1）を代表理事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- 2 前項の要望書の提出時に仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して要望しなければならない。ただし、提出時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

（助成の決定及び通知）

第 6 条 代表理事は、前条に規定する助成事業要望書の提出があったときは、当該要望書を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、産炭地域振興施策諮問委員会の審査を経て、理事会の承認を得たのち、助成の決定をし、助成事業助成決定通知書（様式第 2）により、当該要望書を提出した事業者等に通知するものとする。

（交付の決定の除外）

第 6 条の 2 代表理事は、事業者等が次の各号のいずれかに該当する者であると認めるときは、交付の決定を行わないものとする。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他代表理事が認めるもの

（事業の変更）

第 7 条 事業者等が助成の決定を受けた事業内容を変更しようとする場合は、あらかじめ助成事業変更申請書（様式第 3）を提出し、代表理事の承認を得るものとする。ただし、次の各号に該当する軽微な変更は除く。

- 一 事業内容の各項目別事業費の 20% 以内の増減
- 二 その他代表理事が軽微な変更と認めたもの

（事業の中止等）

第 8 条 事業者等が助成事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ助成事業辞退届（様式第 4）を提出するものとする。

（事業の完了）

第 9 条 助成事業が完了した場合は、速やかに助成事業完了報告書（様式第 5）を提出する

ものとする。

- 2 第5条第2項ただし書きの規定により助成金の交付の要望をした事業者等は、前項の助成事業完了報告書を提出する場合において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、この金額を助成金の額から減額して代表理事に報告しなければならない。
- 3 助成金の交付の要望をした事業者等は、第1項の助成事業完了報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して要望又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて要望又は報告した額を上回る部分の金額）を助成金の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第7）により速やかに代表理事に報告しなければならない。この場合において、代表理事は、当該金額の返還を請求するものとする。

（助成金の額の確定）

第10条 代表理事は、前条の報告を受けた場合には、その報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、助成すべき額を確定し、助成事業確定通知書（様式第6）により事業者等へ通知するものとする。

（助成金の請求）

第11条 前条の規定に基づく助成事業確定通知書を受けた事業者等は、助成事業助成金請求書（様式第8）を代表理事へ提出しなければならない。ただし別に定める場合には概算払の方法によることができる。この場合には概算払請求書（様式第9）、請求内訳書（様式第10）、その他代表理事が必要と認める書類等を提出しなければならない。

（決定の取消し）

第12条 代表理事は、次の各号の一に該当するときは、第6条の助成決定の全部または一部を取消することができる。

- 一 助成金の他の用途への使用
- 二 助成金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき
- 三 事業者等が第6条の2各号のいずれかに該当することが判明したとき

（助成金の返還）

第13条 代表理事は、助成決定を取消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財産の管理等）

第14条 助成金の交付を受けた者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理

者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 助成金の交付を受けた者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条の2 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条第1号から第3号までに定める財産、並びに同条第4号並びに第5号の規定に基づき経済産業大臣が定めた取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品、その他の財産及びその他代表理事が特に必要と認めたものとする。

- 2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。
- 3 助成金の交付を受けた者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第11による申請書を代表理事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 代表理事は、助成を受けた事業所等が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を納付させることがある。

(事業継続等に関する義務等)

第15条 助成金の交付を受けた民間企業等(以下「民間助成事業者」という。)は、別表1の項の次に掲げる助成対象事業の内容に応じ、それぞれに定める事業継続に関する義務等を負うものとする。

(1) 新産業育成創出事業(ハード事業タイプ)

民間助成事業者は、助成後少なくとも5年間は事業を継続し、助成事業によって創出された雇用(助成対象となった施設を整備するための臨時的な雇用等、当初から短期間で終了することが見込まれていたものを除く。)を維持するとともに、経営状況及び雇用の状況等について、当該事業者の会計年度終了後3か月以内に代表理事に報告しなければならない。

(2) 新産業育成創出事業(育成事業タイプ)

民間助成事業者は、助成後少なくとも3年間は事業を継続し、経営状況及び事業の実施状況等について、当該事業者の会計年度終了後3か月以内に代表理事に報告しなければならない。

- 2 前項に規定する事業継続に関する義務等を負う民間助成事業者は、やむを得ない事情により事業の継続又は雇用の維持ができない場合には、速やかに代表理事に報告し、その指示を受けなければならない。この場合、代表理事は民間助成事業者に対し、既に交付した

助成金の全部又は一部に相当する額を返納すべきことを命じることができるものとする。

(帳簿の整備等)

第16条 助成金の交付を受けた者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを当該事業の完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(雑 則)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、理事会の承認のあった日（平成14年3月26日）から施行し、平成14年度の予算から適用する。ただし、理事会の承認のあった日を含む年度中に閉山した炭鉱の所在町については、当該年度事業から適用することができるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年度の予算から適用する。

附 則

この規程は、平成21年度の予算から適用する。ただし、平成20年度以前からの継続と認められる事業については、従来の取扱いによることができるものとする。

附 則

- 1 この規程は、理事会の決議があった日（決議日）から施行する。
- 2 改正後の規程第15条の規定は、平成25年度以後に助成の決定を受けた民間助成事業者について適用し、平成24年度以前に助成の決定を受けた民間助成事業者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成30年度の予算から適用する。

附 則

この規程は、理事会の決議があった日（令和6年5月17日）から施行する。

新産業 規程

別表（第4条関係）

産炭地域新産業創造等基金事業助成金交付基準

石炭産業に代わる産業（以下「新産業」という。）を育成し雇用の創出に資する事業のうち、その事業が行われることにより地域外との交流人口を増加させ、又は地域外からの需要拡大につながると認められる事業について、次のとおり助成する。

事業区分	助成対象事業の内容	交付対象者	助成率等	限度額	事業の要件
1. 新産業創造支援事業	(1) 新産業育成創出事業（ソフト事業タイプⅠ） 以下の経費に該当するもの i 地域における新産業に関し、必要なマーケティング又は販売ルートの開拓等に要する経費 ii 新産業の創造のために必要な産学官連携による研究開発又は産業クラスター研究関係事業等に要する経費 iii 新技術又は新製品開発のために要する経費	市	市の負担額の3／4以内	なし	・市が新産業の創造等に資する事業として企業・団体等に補助する場合に、市に対して助成
	(2) 新産業育成創出事業（ソフト事業タイプⅡ） 対象地域において認定経営革新等支援機関が実施するセミナー、商談会に要する経費	認定経営革新等支援機関※1	10/10 以内	200 万円	・対象地域の事業者が含まれていること（対象地域への誘致を目的としたセミナー等を除く）。 ・事業によって生じた収益（収入から経費を引いた額）は、助成対象額から控除するものであること。

事業区分	助成対象事業の内容	交付対象者	助成率等	限度額	事業の要件
	(3) 新産業育成創出事業（ハード事業タイプ） 新産業の創造に資する事業であって、その事業を行うために必要な施設、設備等（土地購入費※ ² を除く）に要する経費	市、企業	3／4 以内	①新規雇用※ ³ 2人以上 2千万円 ② 〃 5人以上 5千万円 ③ 〃 10人以上 1億円 ④ 〃 20人以上 2億円 ⑤ 〃 30人以上 3億円	・企業の場合は次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 取り組む事業等の実績が申請日時点において5年以上であること。 イ 国又は地方公共団体が補助する事業※ ⁴ であること。
	(4)新産業育成創出事業（育成事業タイプⅠ） 新産業の創造に資する事業を行うために必要な経費 交付決定後1年間の人件費、設備・建物のリース、PR費用（活動費は除く。））に要する経費	市、企業、民間団体（法人）	2／3 以内 （下限額 200万円）	1,000 万円（人件費は、1 人 250 万円、総額 500 万円まで）	・新規雇用 1 名以上 ・事業計画について商工会等の支援機関の支援を受けること（企業、民間団体の場合）。

新産業 規程

事業区分	助成対象事業の内容	交付対象者	助成率等	限度額	事業の要件
1. 新産業創造支援事業	(5) 新産業育成創出事業（育成事業タイプⅡ） 地域内の企業単独では不足する技術やノウハウを地域内外の企業等との連携により補完することで、新産業の創造に資する事業等を行うために必要な経費 i 新商品・新技術・新役務の開発 市場調査、研究、試作品製作、実証実験、商品デザイン開発などに要する経費 ・原材料費、機械装置等購入費、機械装置等リース料、製造・改良・加工料、実験費、設計費、委託費（一部委託に限る） （注）試作品の開発や実験等を行うために必要なものに限る ・専門家謝金・旅費 ・会議費、会場借料、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、資料購入費、調査・分析外注費、広報費、展示会等出展経費、産業財産権等取得費、雑役務費 など ii 販路開拓 販売方法の開発、展示会・見本市への出展などに要する経費	地域内の企業、民間団体（法人）と県内の企業、民間団体（法人）との連携体	2／3 以内 連携体を構成する全ての者が地域内 3／4 以内	300 万円（連携体全体）	・地域内の構成企業等の従業員人数の維持 ・事業計画について商工会等の支援機関の支援を受けること ・地域外の企業、民間団体（法人）との連携体の場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 地域内で新産業の創造に資する事業を行うものであること。 イ 地域内の構成企業等の生産品や取り扱う地域資源を原材料に用いて地域外の構成企業等が試作品の開発や販路開拓を行うものであること。

事業区分	助成対象事業の内容		交付対象者	助成率等	限度額		事業の要件
2. 新産業創造関連基盤整備事業	新産業の創造に資する事業に関連した産業基盤整備事業に係る以下の経費についての市への支援事業 i 企業の立地を促進するために必要な水源の確保、高速通信回線の整備、追加の造成、建物等除去等に要する経費 ii i のほか雇用の創出に資すると認められる施設・設備整備に要する経費		市	3 / 4 以内	なし		
3. 新産業創造関連調査・研究事業	新産業の創造に資する事業を実施するために必要な調査及び計画策定事業	同一の目的で実施する事業については2カ年度を限度とする。	市	2 / 3 以内 (計画作成等の経費)	2,000 万円	計画ごとの1年度間の限度額	

※1 中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた支援機関（税理士、税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、商工会・商工会議所、金融機関等）

※2 土地の取得価額に算入する経費（土地造成費等）は助成対象外。土地の取得価額に算入しないで建物や構築物など減価償却資産の取得価額となるものは助成対象。

※3 「新規雇用」は、次のすべての要件を満たす者を1人と数える。

ア 労働契約の期間の定めがない イ 所定労働時間がフルタイムである ウ 直接雇用である者

※4 新たな創業※5 の場合は、創業地域の商工会、その他認定経営革新等支援機関による支援を受けながら取り組む事業であること。

補助金が当助成金と併用できる条件であること（補助金によっては補助対象経費と重複できない場合がある）。

※5 個人事業の開業届出または会社（以下、会社法上の株式会社、合同会社、合名会社、合資会社を指す。）・企業組合・協業組合・特定非営利活動法人の設立、または既に事業を営んでいる者から事業の引き継ぎを行い、その代表となる者を含む。

様式第 1

年 月 日

公益財団法人長崎県産炭地域振興財団

代表理事 様

住 所

名称及び代表者の氏名 印

年度産炭地域新産業創造等基金助成事業要望書

公益財団法人長崎県産炭地域振興財団産炭地域新産業創造等基金助成事業に関する規程
第 5 条の規定により助成を受けたいので、下記のとおり要望します。

記

1. 事業名及び助成要望額

事業名

事業区分

事業費 千円

助成要望額 千円

2. 添付資料（次の資料を必要に応じ添付すること）

- （1）事業実施計画書（別紙 1）
- （2）国庫補助金、県負担金等の交付決定及び起債許可申請書等に係る書類（写し）
- （3）工事又は業務委託に係る契約書等に係る書類（写し）
- （4）施設等の平面図及び当該施設等の市町における位置図等
- （5）誓約書（別紙 2）※市町の場合は不要
- （6）その他参考となる資料

[問合せ先]

別紙 1

事業実施計画書

1. 事業計画

(1) 事業名

(2) 事業実施箇所

(3) 事業計画

		全 体 計 画	当該年度計画
事業量			
事業費 経費の区分ごと に記載すること。			
計			
資金計画	国庫補助金等 県補助金等 受益者負担額等 市負担額 (うち、地方債) 助成要望額		
工 期		年度～ 年度	着工(予定) 年 月 日 完成(予定) 年 月 日

注 ①事業費及び資金計画は単位千円で記載すること。

②資金計画のうち、補助金については補助金の名称及び所管省庁又は県の所管課名を、
地方債についてはその名称を記載すること。

2. 産炭地域新産業創造実施計画との関連

3. 事業の効果等

年 月 日

公益財団法人長崎県産炭地域振興財団
代表理事 様

住 所
名称及び代表者の氏名

印

誓 約 書

私は、 年度産炭地域新産業創造等基金助成事業要望を行うにあたり、次の事項について誓約します。

なお、財団が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

☐ 自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与也没有ありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他代表理事が認めるもの

☐ 助成事業を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

☐ 暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに財団に報告するとともに、警察に通報します。

☐ 本事業に関する一連の書類を助成事業の完了から5年間保存することを承諾します。

様式第 2

番 号
年 月 日

様

公益財団法人長崎県産炭地域振興財団
代表理事

年度産炭地域新産業創造等基金助成事業助成決定通知書

年 月 日付第 号で要望のあった産炭地域新産業創造等基金助成事業
については、公益財団法人長崎県産炭地域振興財団産炭地域新産業創造等基金助成事業に関
する規程第 6 条の規定により下記のとおり助成することに決定したので、通知します。

記

事 業 名

事 業 費 千円

助 成 額 千円

様式第 3

年 月 日

公益財団法人長崎県産炭地域振興財団

代表理事 様

住 所

名称及び代表者の氏名 印

年度産炭地域新産業創造等基金助成事業変更申請書

年 月 日付 長産炭第 号で助成の決定を受けた産炭地域新産業創造等基金助成事業について、下記のとおり事業内容を変更したいので、公益財団法人長崎県産炭地域振興財団産炭地域新産業創造等基金助成事業に関する規程第 7 条の規定により、申請します。

記

1. 事業名
2. 変更理由
3. 変更内容

[問合せ先]

様式第 4

年 月 日

公益財団法人長崎県産炭地域振興財団

代表理事 様

住 所

名称及び代表者の氏名

印

年度産炭地域新産業創造等基金助成事業辞退届

年 月 日付 長産炭第 号で助成の決定を受けた産炭地域新産業創造等基金助成事業について、下記のとおり辞退したいので、公益財団法人長崎県産炭地域振興財団産炭地域新産業創造等基金助成事業に関する規程第 8 条の規定により、お届けします。

記

1. 事業名
2. 辞退理由

[問合せ先]

様式第 5

年 月 日

公益財団法人長崎県産炭地域振興財団
代表理事 様

住 所
名称及び代表者の氏名 印

年度産炭地域新産業創造等基金助成事業完了報告書

年 月 日付 長産炭第 号で助成の決定を受けた産炭地域新産業創造等基金
助成事業について、下記のとおり事業が完了したので、公益財団法人長崎県産炭地域振興財
団産炭地域新産業創造等基金助成事業に関する規程第 9 条の規定により、報告します。

記

1. 事業名

2. 事業の着手及び完了年月日

(着手年月日) 年 月 日

(完了年月日) 年 月 日

3. 事業費

(当初) 円

(実績) 円

(増減) 円

4. 助成金請求予定額 円

5. 関係資料

[問合せ先]

様式第 6

番 号
年 月 日

様

公益財団法人長崎県産炭地域振興財団
代表理事

年度産炭地域新産業創造等基金助成事業助成金確定通知書

年 月 日付第 号で完了の報告があった産炭地域新産業創造等基金助成事業については、公益財団法人長崎県産炭地域振興財団産炭地域新産業創造等基金助成事業に関する規程第 10 条の規定により下記のとおり確定したので、通知します。

記

事業名

事業費 円

助成額 円

様式第 7

年 月 日

公益財団法人長崎県産炭地域振興財団

代表理事 様

住 所

名称及び代表者の氏名 印

年度産炭地域新産業創造等基金助成事業

消 費 税 等 相 当 額 報 告 書

年 月 日付 長産炭第 号で助成の決定を受けた産炭地域新産業創造等基金助成事業について、公益財団法人長崎県産炭地域振興財団産炭地域新産業創造等基金助成事業に関する規程第 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 産炭地域新産業創造等基金助成事業に関する規程第 10 条に基づく確定額
(年 月 日付 長産炭第 号による額の確定通知額)

金 円

- 2 助成金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う助成金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

- 4 助成金返還相当額(3-2)

金 円

(注) その他参考となる書類を添付すること。

[問合せ先]

様式第 8

年 月 日

公益財団法人長崎県産炭地域振興財団

代表理事 様

住 所

名称及び代表者の氏名 印

年度産炭地域新産業創造等基金助成事業助成金請求書

年 月 日付 長産炭第 号で額の確定の通知があった産炭地域新産業創造等基金助成事業について、下記のとおり交付されるよう公益財団法人長崎県産炭地域振興財団産炭地域新産業創造等基金助成事業に関する規程第 11 条の規定により、請求します。

記

1. 事業名

2. 助成金請求額 金 円

3. 助成金の振込先

(金融機関名)

(預金種別) 1. 普通預金 2. 当座預金 3. その他 ()

(口座名義人)

(口座番号)

[問合せ先]

様式第 9

年 月 日

公益財団法人長崎県産炭地域振興財団

代表理事 様

住 所

名称及び代表者の氏名 印

年度産炭地域新産業創造等基金助成事業助成金概算払請求書

年 月 日付 長産炭第 号で交付決定の通知があった産炭地域新産業創造等基金助成事業について、下記のとおり交付されるよう公益財団法人長崎県産炭地域振興財団産炭地域新産業創造等基金助成事業に関する規程第 11 条の規定により、請求します。

記

1. 事業名

2. 助成金請求額 金 円

3. 助成金の振込先

(金融機関名)

(預金種別) 1. 普通預金 2. 当座預金 3. その他 ()

(口座名義人)

(口座番号)

4. 概算払いを受ける理由

[問合せ先]

様式第 10

請 求 内 訳 書

交付決定額	受領済額	今回請求額	差引残額
円	円	円	円

注 概算払いの場合のみ作成する。

様式第 1 1

年 月 日

公益財団法人長崎県産炭地域振興財団
代表理事 様

住 所
名称及び代表者の氏名 印

財産処分申請書

年度産炭地域新産業創造等基金助成金により取得した施設等について、財産処分を行いたいので、関係書類を添えて申請します。

1. 処分の内容

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 構造
- (4) 数量
- (5) 取得年月日
取得年月日 年 月 日
- (6) 耐用年数 別紙のとおり
- (7) 総事業費、助成額及び補助率
総事業費 円
助成金額 円

2. 処分の方法、理由等

- (1) 処分の方法
- (2) 処分の理由
- (3) 処分予定年月日 財産処分承認日以降
- (4) その他

3. 連絡先

担当者役職氏名
電話番号
電子メール

4. 添付書類

会社の登記簿謄本の写し

直近の決算書（固定資産台帳を含む）

その他財団が必要に応じて指示する書類

（注） 2 （１） 処分の方法は、転用、譲渡（有償・無償）、交換、貸付け（有償・無償）、担保に供する処分、取壊し、廃棄を記載する。

転用：処分制限財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：処分制限財産の所有者の変更。

交換：処分制限財産と他人の所有する他の財産との交換。

貸付け：処分制限財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

担保に供する処分：処分制限財産に対する抵当権その他の担保権の設定。

取壊し：処分制限財産（施設（土地を含む。以下同じ。）に限る。）の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：処分制限財産（設備に限る。）の使用を止め、廃棄処分すること